

令和4年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人愛光会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和4年12月7日(水)及び8日(木)
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 前回指摘事項が改善されていない事項が見受けられるので、確実に改善すること。
- ・ 会計面に不適切な取扱いが見られるので、社会福祉法人会計基準等に基づき適切に会計処理を行うこと。
- ・ 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家(公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人)を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>決議を省略した理事会議事録の提案書において、議案に評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会を決議の省略とする場合であっても、決議を省略した理事会の提案書において、評議員会の目的である事項等を決議しておくこと。</p> <p>なお、本件については前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人からは「決議を省略する理事会においても、「評議員会の議決を省略」とすること及び評議員会の目的事項を議決することとする。」旨の回答をしているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(法第45条の9第10項において準用する一般法人法第181条)(規則第2条の12)</p>	<p>理事会においては議事を省略する旨の合意はなされていたものの、その旨を議事録に記載していなかった。評議員会の議決を省略する旨の一文を決議を省略した理事会の提案書に記載するようにする。</p>
2	<p>評議会選任・解任委員会の開催について、委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、これを理事会に提出しなければならないが、議事録を理事会に提出したことが確認できなかった。</p> <p>については、議事録は理事会に提出するとともに、その記録を残しておくこと。</p> <p>なお、本件については前回も同様の口頭指摘をしているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(評議員選任・解任委員会運営細則第13条)</p>	<p>議事終了後、議事録を作成していたが、理事会には議事の内容を口頭で説明するとどまっていた。今後は理事会に議事録を提出し、記録を残すようにする。</p>
3	<p>事務決裁規則に1件100万円以上の物品の支出についての規定及び執行伺に関する規程がないため事務決裁規則全般の見直しを行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人からは「事務決裁規則に1件100万円以上の物品の支出についての規定及び執行伺に関する規定を含め事務決裁規則全般の見直しを再度行うこととする。」旨の回答をされているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p>	<p>事務決裁規則、別表第1に1件100万円以上の物品に係る執行伺済の支出に関するものを加え、理事会において承認を得るようにする。</p>

文 書 指 摘 事 項		是正・改善状況報告
	(事務決裁規則第4条及び第5条)	
4	<p>母子生活支援施設その他措置施設に係る前期末支払資金残高は、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の運営に要する経費（人件費支出及び事務費支出）に充当することができるところ、のぞみ拠点区分の前期末支払資金残高が施設整備等積立資産支出等に充当されており不適切である。</p> <p>ついては、当該施設の運営に要する経費以外に充当した前期末支払資金残高の資金は、戻入れの処理を行うこと。 (弾力運用局長通知4)</p>	2023年3月中に戻入を行う。
5	<p>運営費（措置費）については、当該施設の人件費、管理費又は事業費に充てることのできるものであるが、のぞみ拠点区分の資金収支計算書において、人件費、管理費又は事業費に該当しない運営費（措置費）から固定資産取得支出に187,000円が支出されていた。</p> <p>ついては、固定資産取得支出には使用できないので、弾力運用局長通知に基づいた適切な会計処理を行うこと。 (弾力運用局長通知3(1)、(2)、(3))</p>	鳥取県児童養護施設等新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業において申請し、購入したものであった。翌年度事業報告ののち、補助額が確定し入金されたことを確認している。そのため、固定資産取得支出の計上と施設整備補助金収入の年度が異なってしまった。固定資産取得に対応する経費については今年度計上する。
6	<p>法人単位事業活動計算書について、特別増減の部の特別収益に大区分の科目として過年度損益修正益が計上されていたが、大区分の勘定科目は追加・修正できない。</p> <p>ついては、過年度損益修正益は大区分「その他の特別収益」の中区分として計上し、社会福祉法人会計基準に従った適切な計算書類を作成すること。 (会計省令 別表第二) (留意事項25(1))</p>	その他特別収益の中区分として過年度損益修正益を計上した。
7	<p>母子生活支援施設のぞみ拠点区分から就労継続支援事業所パレアナの家拠点区分への拠点区分間固定資産移管収益及び費用について、拠点区分間固定資産移管収益は400,000円、拠点区分間固定資産移管費用は397,601円で計上され、金額が一致していなかった。これは、固定資産（除雪機）の移管時の帳簿価額の計算に誤りがあったためと推察される。また、事業区分事業活動内訳表において、当該内部取引が相殺消去されていなかった。</p> <p>ついては、事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて適切に行うこと。また、拠点区分間取引により生じる内部取引高は、事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表において相殺消去すること。 (会計省令第20条) (運用上の取扱い4)</p>	固定資産の移管を行う際、減価償却分を計算せず、不一致が生じていた。また、拠点区分間取引により生じる内部取引高は、事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表において相殺消去する。決算が終了した過年度修正については行わないこととする。
8	<p>計算書類に対する注記（法人全体用）について、「15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」が記載されてい</p>	会計ソフトのバージョンアップ確認ができ

文 書 指 摘 事 項		是正・改善状況報告
	<p>なかった。</p> <p>については、計算書類に対する注記については、会計基準に定められた様式に従って作成すること。</p> <p>(会計省令第29条)(運用上の取扱い25)(留意事項25(2))</p>	<p>ておらず、以前の様式のままとなっていた。</p> <p>確認し、バージョンアップを行った。</p>
9	<p>経理規程について、「計算書類」と記載すべきところが「財務諸表」のままになっていた。</p> <p>については、経理規程の見直しを再度行い、改正の際は附則を記載しておくこと。</p> <p>なお、本件については前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人からは「モデル経理規程を参考に、①、②に関する見直しを行い、その他の事項についても不備がないか確認を行った。修正した経理規程については、令和3(2021)年11月10日開催の理事会にて承認を得た。」旨の回答をされているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第4条)</p>	<p>確認が不十分であった。</p> <p>1か所修正できていなかった。修正の上、再度理事会に諮る。</p>